

告示

埼玉県告示第七百八十号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第二項の規定による処分をしたので、同条第四項において準用する同法第十条第五項の規定により、公告する。

令和元年十二月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 監督処分をした年月日

令和元年十二月九日

二 監督処分を受けた建築士事務所の名称及び所在地、開設者の氏名（開設者が法人である場合にあつては、当該開設者の名称及びその代表者の氏名）、事務所の別並びに登録番号

名称	所在地	開設者の氏名	事務所の別	登録番号
株式会社狩野 建築設計事務 所	埼玉県さいた ま市中央区六 ―十二―七 A r e n a 新 都心一〇一	狩野 真也	一級建築士 事務所	埼玉県知事 登録（一）第 一一四四〇 号

三 処分の内容

建築士事務所の閉鎖一月（令和二年三月一日から一月）

四 処分の原因となった事実

建築士事務所の管理建築士が建築士法第十条第一項の規定による処分を受けたため